

松本市・介護保険上の福祉用具・住宅改修費用所得制限付で(市民税非課税世帯)受領委任払い制度導入(6/1付)～長年の要望が一部実現



松本地区社保協では、毎年実施している「自治体キャラバン」行動の中で、国保、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、福祉医療、障がい者施策などの改善を要望し、関係部課と懇談してきました。

その中で、2018年の要望・懇談の中で、介護保険制度の改善の課題として「高額介護サービス費(施設)や福祉用具・住宅改修等の費用の被保険者からの個別事業者・施設に対する受領委任を認め、現物給付化を検討すること」を要望してきました。

それに対して、市側の回答として「介護保険住宅改修・特定福祉用具購入に係る費用につきましては、償還払いとしていますが、利用者の一時的な経済的負担の軽減を図ることができることから、今後他市町村の例を研究し、受領委任払いについて検討していきたい」と前向きな回答がありました。同年12月の懇談会の場合でも、この点を再確認しました。(右上写真)

その後、2019年6月市議会定例会でも、この要望について議員質問がありました。塩原孝子議員(日本共産党)の質問に対して、健康福祉部長から「利用者にとって一時的に経済的負担の軽減を図ることができることから現在検討しているところでございます。実施につきましては、他市の状況を調査研究し、また利用者、業者、市の3者においてのそれぞれのメリット、デメリットを検証した上で判断したいと考えております」と一歩踏み込んだ返答がありました。

こうした、状況を踏まえ2019年の要望・懇談では、市側から「18市のほか本市に登録のある事業者等に対してアンケート調査を実施し、調査を進めているところです。今後は、この結果をうけ、利用者・業者・市の三者において、それぞれのメリット、デメリット等を検証したうえで、判断したいと考えています」と議会答弁と同様な回答がありました。この年の市との懇談の中では「事前回答にもあるように、現在事業者等にアンケート調査を実施している。回収率は低い。業者からは、入金が2ヶ月遅れるので・・・との意見もある。対象者を全員にするのか、低所得者のみにするのか検討もしなくては・・・。時期は未定」と所得制限付の検討の可能性についての言及がありました。我々は「一刻も早く、対象者全員に支給するよう」要望しました。(右上写真)



こうした、私たちの要望活動と議会での取り上げによって「市民税非課税世帯」との所得制限付ではありますが、福祉用具・住宅改修費用の受領委任払い制度の導入(6/1付)決まりました。松本地区社保協では、今後、所得制限付ではなく、利用者全員を対象にするように要望していきます。

松本地区社保協 2020 年度総会 書面議決方式で開催

松本地区社保協は、先月5月23日定例総会の開催を予定していましたが、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、当日の総会を集合方式ではなく、書面議決方式に切り替えました。幹事会では、加盟団体に事前に議案書を送付し、団体役員会等での討議を呼び掛け・書面表決を求めてきました。その結果、すべての加盟団体から「賛同」の意思表示があり、諸議案が決定しました。

コロナ禍の中で、活動が一部制限中ですが、困難を抱えている団体・個人の方々に寄り添った活動、制度改善を要望してきましょう。